

現代中国研究センター第4回全体研究会

日 時：2016年9月27日（火）18：00～20：00

報 告：沈 志華（華東師範大学歴史系教授）

「中蘇関係史研究的最新情況」

司 会：高橋伸夫（慶應義塾大学）

場 所：東館6階 G-SEC Lab

使用言語：中国語（逐語通訳あり）

【概要】

沈志華教授は中国で最も著名な冷戦史研究者の一人である。報告で氏は、20年以來の研究を回顧し、以下の五つの問題について自身の研究成果を紹介した。1、ソ連側が毛沢東の率いる中国共産党と同盟を結ぼうと考えた時期とその背景について、スターリンは当初ソ連の利益を守るために、国民党との同盟関係を優先し、1949年2月末まで中国共産党に対しては限られた支援しかしなかったと指摘した。2、中ソ同盟条約の交渉をめぐってスターリンは新条約の成立に反対したが、アメリカによる中ソを離反させる宣伝戦に直面し、やむを得ず毛沢東の意見を受け入れた。ただし戦争状況ではソ連が引き続き旅順港や中東鉄道を利用できると新条約が規定したため、これは3、朝鮮戦争の勃発の背景となったと主張した。4、中ソ関係の悪化は、ソ連の第20期党大会やスターリン批判がもたらしたのではなく、1956—57年頃はむしろ中ソの蜜月期だった。5、中ソ関係が悪化した本当の理由は、社会主義陣営での地位を向上させ、ソ連と同格になった中国が、アメリカとの武装闘争を主張し、ソ連の立場と相いれなかったことである。

中国側、ソ連側などマルチな記録を引用しながらの指摘は、大変説得力があるものであり、参加者に大きな感銘を与えた。資料の所在や利用方法をめぐる質疑応答も非常に活発に交わされた。

【沈志華氏講演資料】

〈解題〉以下の小論は、2016年9月27日の現代中国研究センター主催の講演会のために、講演者の沈志華氏から同センターに送られてきたものである。実際の講演内容は多岐にわたり、このテキストについては、その一部が語られたにすぎない。だが、中ソ関係史に関心を持つ者にとって、きわめて興味深い内容であるため、沈志華氏の許可を得て、ここに訳載する（高橋伸夫）。

いわゆる1950年中ソ「秘密協定」

華東師範大学 沈志華

最近インターネット上で、ある「歴史文書」が広く伝わっている。それは、1950年2月12日に中国とソ連が署名したとされる「特別協定」（「秘密協定」とも呼ばれる）である。その主な内容は、中国はソ連に「まず東北、華北の海空軍基地を与える」、中国は人民解放軍を「国際紅軍に改編し、紅軍の最高司令官が直接指揮する」ことに同意する、中国はソ連に「1千万人の労働者を提供する」、中国は「秦皇島、海州、煙台、威海衛、青島、大連を含む華北の各港にソ連が永久に駐兵し自由に出入りできるように開放する」、中国は「内モンゴル、新疆、チベットに各民族の人民共和国がつくられることに同意し、両国が責任を持ってそれら国家の独立を援助する」などで、計19カ条ある。この文書に出所は明記されていない。

多くの友人が、この文書は実在するのかどうか筆者に尋ねてきたが、これは間違いなく偽造されたものである。筆者は中ソ関係を20年あまり研究し、1950年の中ソ条約締結の過程や内容についても専門的に考察してきた。それについて論文や専門書を発表しただけでなく、関連するロシアの公開アーカイブス資料を編集したこともある。関心のある方にはそれらを読んでいただきたいが、学者としてネットユーザーからの要求に応えるという責任を果たすため、インターネット上で短文を発表し、歴史の真相を明らかにすることとした。

周知のように、1945年8月に中国国民政府はソ連政府と「中ソ友好同盟条約」（30年間有効）を締結した。この条約は、中国長春鉄道の中ソ共同所有・共同経営、大連港の施設および設備の半分の対ソ無償貸与とソビエト人港長の任命、旅順口の海軍基地としての中ソ共同利用、旅順市の主要な行政担当者の任免にはソ連側の同意を要すること、外モンゴルの国民投票実施後の独立の承認など、中国の主権や利益を侵害する内容を含むものであった（条約の中国語文、ロシア語文はそれぞれ次の文献を参照。王鉄崖編『中外旧約章匯編』第三冊、北京：三聯書店、1962年、1327-1340頁。*Ледовский А. М., Мировицкая Р. А. (сост.) Русско-китайские отношения в XX веке, Документы и материалы, Том IV, Советско-китайские отношения, 1937-1945 гг., Книга 2: 1945 г., Москва: Памятники исторической мысли, 2000, с. 71-198.*）。

1949年12月、毛沢東がモスクワを訪問し、1945年の中ソ条約を廃棄し新たな条約を締結することを提起した。スターリンは、はじめは頑なにこれを拒否したが、しかたなく同意した。毛沢東はすぐさま周恩来にモスクワに来るよう指示し、ソ連と締結交渉を行わせた（沈志華『無奈的選択—冷戦与中蘇同盟的命運—』北京：社会科学文献出版社、2013年、135-145頁参照）。スターリンは新条約締結に同意し、条約起草委員会を組織させた。周恩来がモスクワに到着したときには、ソ連はすでに12の条約、協定、議定書の草案を準備

し終え、ソ連共産党中央の批准を得ていた（1950年1月22日）。これら文書はそれぞれ、ソ中友好同盟相互援助条約、旅順口および大連港協定に関するソ中議定書、中国長春鉄道協定に関するソ中議定書、ソ連から中国への借款供与に関するソ中協定、ソ中水上運輸株式会社設立に関する議定書、新疆におけるソ中有色金属および希少金属株式会社設立に関する議定書、新疆におけるソ中石油株式会社設立に関する議定書、ソ中バーター貿易およびその支払い方法に関する議定書、ソ連・新疆間貿易に関する議定書、ソ連専門家の費用支払い条件に関する協議、満州および遼東半島地区においてソ連機関とソ中合弁株式会社が共同管理する不動産に関するソ連閣僚会議決議、ソ連専門家・教師派遣団の中国工作に関するソ連閣僚会議決議である（А В П Р Ф, ф. 07, о п. 23 а, п. 18, д. 235, л. 42-50. 中国語訳文は、沈志華主編『俄羅斯解密档案選編：中蘇關係』第2巻、上海：東方出版中心、2015年、270-273頁参照）。しかし、これらは以前の条約と実質的に何も変わらないものだった。1945年の協定と比べてみると、中国長春鉄道については、30年の有効期間はそのまま維持され、変更された条文は主要役職者を交代制に改めるとしたところ以外はいずれも、資産確定、関税や貨物税の課税免除、鉄道営業税の納入などの面でソ連の利益を保障するのに有利なものであった。旅順口と大連の問題については、ソ連軍は1950年から撤退を開始し、条約発効から2～3年以内に撤退を完了することが定められた以外は変更がなく、対日平和条約締結後に再審議するとされた（『無奈的選択』145-153頁参照）。特に注目されるのは、同日の毛沢東とスターリンの会談において、毛沢東が中国側はまだ条約草案を作成しておらず、旅順口に関する協定を改正してしまうとソ連によくない結果をもたらすのではないかと心配していることを表明したのを受けて、スターリンがソ連軍の旅順口駐在は「ソ連と中国の民主的事業に有利なものとする」と提起し、毛沢東に「対日平和条約締結までは旅順口条約は有効であると宣言」してよいか尋ねたことである。これに対し、毛沢東は少しためらったものの同意を示した（А П Р Ф, ф. 45, о п. 1, д. 329, л. 40-49. 中国語訳文は、『俄羅斯解密档案選編：中蘇關係』第2巻、265-269頁参照）。

その後、周恩来はミコヤンと交渉を行った。ソ連が起草した「中ソ友好同盟相互援助条約」については、中国側は異議を出さず、個別の字句の修正のみ行った。しかし、中国の主権や利益に関わる中国長春鉄道、旅順口、大連の問題については、中国側は最終的にはソ連側の原案をはね返し、周恩来は1月26日に「旅順口、大連、中国長春鉄道に関する協定」の草案を提出した。スターリンと毛沢東の会談ですでに確定された、対日平和条約締結後にソ連軍が旅順口から撤退するという原則について、中国側草案は補充条件を追加した。それは、「何らかの原因により対日平和条約の締結が遅れ、本協定発効後3年を超えてもなお相応する条約が締結されなかった場合には、ソ連軍はただちに旅順口地区から撤退する」というものだった。中国側草案で最も重要だったのは、ソ連側草案ではまったく想定されていなかった問題が提起されたという点である。第一に、ソ連は旅順口を海軍基地として使用する権利を放棄し、大連と中国長春鉄道における一切の権利や利益を放棄

するとし、上述のすべての権利と義務を中華人民共和国に帰すると声明した。第二に、目下ソ連が臨時で代理管理、借用している大連および旅順口地区のすべての財産は、中国政府が接收するとした。第三に、対日平和条約が締結された後、または本協定が発行して3年後に、ソ連政府はただちに中国長春鉄道およびそれに所属するすべての財産を無償で中国に移譲するとした。スターリンは中国側草案を見て激怒したが、2日後にはソ連側はしかたなく譲歩を示した。1月28日にソ連側は修正案を提出し、中国側の意見に基本的に同意し、議定書に次の3カ条を追加した。第一に、ソ連が旅順口に運び入れる、ないし旅順口から運び出す物資や原料はすべて租税を免除される。第二に、上述の物資や原料は中国の税関検査を免除される。第三に、ソ連軍隊および軍用物資は中国長春鉄道で自由に輸送でき、その輸送費は中国軍隊を輸送する際の現行価格に基づいて計算される。一通りの議論を経て、中国側はソ連側が追加してきた内容を受け容れた。2月5日、毛沢東は上述の文書を国内へ転送し、党中央および中国政府に議論・批准するよう指示した（『無奈的選択』153-161頁参照）。

2月6日に上海が大規模な爆撃を受けると、中国はソ連側に空軍の援助を要請した。2月10日、モロトフは、ソ連の極東地区や中央アジアの各共和国の領土および中国の満州や新疆を外国人に譲渡しないことを規定した新しい協定草案を中国側に提出した。翌日、周恩来はソ連側に、毛沢東がこの協定草案に同意したことを通告し、いくつかの字句の修正をしたうえで、この協定の名称を中ソ友好同盟相互援助条約の「補充協定」と定めた（А В П Р Ф, ф. 07, о п. 23 а, п. 18, д. 234, л. 64-69. 中国語訳文は『俄羅斯解密档案選編：中蘇關係』第2巻、313-315頁参照）。

2月12日、13日の会談において、周恩来は、中国側は14日に「補充協定」を含めた「すでに準備が整った文書」に署名でき、署名したすべての協定を公表できると述べた。しかし、ヴィシンスキーは政府に報告しなければならないとした（中共中央文献室、中央档案馆編『建国以来周恩来文稿』第二冊、北京：中央文献出版社、2008年、73頁。А В П Р Ф, ф. 07, о п. 23 а, п. 18, д. 234, л. 70-74, 75-76. 中国語訳文は『俄羅斯解密档案選編：中蘇關係』第2巻、316-318頁参照）。その後すぐ、ソ連側は「補充協定」は公表できないと中国側に通知した。中国側は中ソ条約締結を祝う社説をすでに準備していたので、毛沢東は2月14日早朝5時に「速達」の緊急電報を発出した。当電報は、「補充協定」および交渉中の協定（貿易、専門家、合弁株式会社などの問題）に関わるすべての内容や語句を削除するよう指示した。1時間後、周恩来は劉少奇らに電報を打ち、「特に中ソ友好同盟相互援助条約の補充協定のことには誰にも話してはいけない」と念を入れて伝えた（中共中央文献研究室編『建国以来毛沢東文稿』第一冊、北京：中央文献出版社、1987年、262-263頁。『建国以来周恩来文稿』第二冊、74-76頁）。

2月14日、中ソ双方はクレムリンにおいて、すでに合意に達した「中ソ友好同盟相互援助条約」および「補充協定」、中国長春鉄道、旅順口および大連に関する協定、ソ連から中国への借款供与に関する協定にそれぞれ署名した。「補充協定」を除く3つの文書は、

2月15日の『プラウダ』（第1-2面）、『人民日報』（第2面）に掲載された。2月17日、毛沢東と周恩来はモスクワを離れ、李富春らがソ連に残ってその他の協定について協議した。この「補充協定」のロシア語文は、2008年にロシアで出版された公文書集で初めて発表され、中国語文は2008年に中国の文献集の中で発表された。その内容は、「ソ連邦の中央アジアの各共和国や極東地区の領土も、また中華人民共和国の東北地方や新疆も、外国人に対して租借権を与えてはならず、第三国の資本またはそれら国家の公民が直接的ないし間接的に関与している工業、財政、商業、およびその他の企業、機関、会社、団体の経営活動を禁じる」というものだった（Русско-китайские отношения, Т. V, К. 2, с. 290-293. 『建国以来__周恩来文稿』第二冊、78-79頁）。

以上が中ソ条約の交渉、署名の大まかな経過である。筆者は1950年中ソ条約に関するロシア側と中国側の文献資料のうち、公開されているものはすべて閲覧してきたが、「補充協定」や「秘密協定」などというのを見たことはない。インターネット上で流れている例の文書は、出自も分からないものであり、何の根拠もないものである。ただ、その内容を見てみると、どこかで見たようなものでもある。仔細に検討してみると、毛沢東がソ連を訪問していた間、これに似たうわさが広く出回っていたことが分かった。1950年1月25日、駐上海米国領事のマコノーイーが国務省に宛てた電報によれば、「モスクワが毛沢東に対し譲歩を要求したことを大げさに言ううわさ」が社会のいたるところに広まっていた（McConaughy to Secretary of State from Shanghai, January 25, 1950. GR 59, Department of State Records, Box 2949, Folder 661.93/1-2550, The National Archives.）。1月25日と2月11日に、米国国務長官アチソンが駐仏大使に対し、「適当なチャンネル」を通じて、ソ連は秦皇島、煙台、青島などの戦略的港湾を抑えることを要求している、毛沢東は条約締結交渉から排除されていてモスクワで軟禁状態にある、毛沢東、周恩来、聶榮臻が同時にモスクワを訪れているために国内で何らかの問題が生じるに違いない、中ソ条約の不平等条項は秘密協定で約される、などの「うわさ」を流すように自ら指示した（United States Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1950, Vol. 6*, pp. 294-296, 308-311.）。間もなく、ソ連側も、似たような情報を数多く入手した。ソ連の情報部門は3月20日、毛沢東がモスクワを訪問している間に「帝国主義国のスポークスマンや国民党スパイが広範に活動を展開し、あらゆる方法を講じて流言飛語を散布している」と報告した。中ソ条約が公表されると、敵対勢力が「挑発的な宣伝を再び開始し、条約にはいわゆる『秘密条文』がある、『ソ連が新疆と満州を併合した』、『中国がソ連に兵士と食糧を輸送した』、『中国がソ連に20万の兵士と数百人のパイロットを派遣し訓練を受けさせ、世界大戦の際に活用しようとしている』」などのうわさも出回った（『俄羅斯解密档案選編：中蘇関係』第2巻、347-349頁）。

ここまでお読みいただければ、読者諸氏は1950年の中ソ条約交渉の歴史的真相に対し正しい判断を下せるだろう。さらに詳細に全面的な状況を知りたい方は、注釈として掲げた

文献や専門書をご覧いただきたい。また、ドイツの学者ディーター・ハインツィヒなどの他の研究者の著作とつぎ合わせながら読まれてもよい (Dieter Heinzig, *The Soviet Union and Communist China, 1945-1950: The Arduous Road to the Alliance*, New York: M. E. Sharpe, Inc., 1998.)。

—